

議第 89号

三島市都市公園条例の一部を改正する条例案

三島市都市公園条例（平成5年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2有料公園施設中

「

長伏公園	長伏プール 長伏グラウンドA 長伏グラウンドC
上岩崎公園	上岩崎プール

を

」

「

長伏公園	長伏グラウンドA 長伏グラウンドC
上岩崎公園	上岩崎プール

に改

」

める。

別表第2の2有料公園施設長伏公園の部長伏プールの款を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）
- 2 三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和62年三島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

令和5年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士